

○松山大学大学院納付金規程

平成15年4月1日

制定

(目的)

第1条 松山大学大学院学則(以下「学則」という。)第30条, 第31条第3項及び第34条第3項に基づき, 入学金, 在学料, 実験実習料, 手数料等及び科目等履修生, 委託生並びに研究生の納付金等の納入に関する事項を定める。

2 委託徴収金の納入については, 別に定める。

(学費等)

第2条 この規程における学費とは, 在学料, 実験実習料, 委託生納付金及び研究生納付金をいう。

2 学費及び入学金については, 別表に定める金額とする。

3 前条で定める手数料等とは, 入学検定料, 科目等履修生登録料, 科目等履修料及び証明書手数料をいい, 別表に定める金額とする。ただし, 手数料等のうち証明書手数料については, 別に定める「学校法人松山大学証明手数料等徴収規程」を準用するものとする。

4 教育職員免許状取得に要する特別負担金については別に定める。

5 前各項の金額は, 経済事情の変動に応じて改定することがある。

(学費の納入方法及び納入期日)

第3条 学費は, 年額の2分の1を学期(前学期分及び後学期分)に分けて, 指定の方法により以下の期日までに納入しなければならない。

前学期分 4月30日

後学期分 9月30日

2 納入最終期日が金融機関の休業日である場合は, 休業日直前の営業日とする。

3 新入学生(再入学生を含む。)の入学金及び前学期分の学費は, 前第1項の規定にかかわらず, 入学手続き時に納入するものとする。ただし, 学費については, 入学手続き終了後, 納入期日の属する年度の末日までに入学辞退を届け出た場合に限り, 返還するものとする。

4 手数料等は, その都度納入しなければならない。

(延納)

第4条 やむを得ない事情により, 学費を所定の期日までに納入することができない者が, 所定の手続きをすれば, 学費の延納を許可することがある。

- 2 学費の延納については、別に定める「学校法人松山大学学費延納規程」によるものとする。

(除籍)

第5条 納入期日経過後、前期については8月31日までに、後期については2月5日までに学費を納入しない者は、学則第29条第1項により除籍する。

- 2 学費未納のために除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。

(除籍の取り消し)

第6条 前条で除籍された者が、除籍発令後1月以内に滞納分の学費を納入し、所定の手続きをすれば、在学中2回に限り除籍発令を取り消す。また、除籍発令の日から1年以内に滞納分の全額を納入し、所定の手続きをすれば、退学したものとするができる。

(休学者の学費)

第7条 休学者の学費は、次の各号の通りとする。

- (1) 学期途中で休学許可になった者の学費については、休学許可当月の翌月から復学許可当月の前月まで、月割りをもって免除する。
- (2) 学費を既に納入済みの者が、学期途中で休学許可になった場合は、当該学期学費のうち、休学許可当月の翌月以降の学費について月割りをもって返還する。

(退学者の学費)

第8条 退学者の学費は、次の通りとする。

- (1) 退学者は、退学許可当月までの学費を月割りをもって納入しなければならない。
 - (2) 学期途中で退学許可になった場合は、既に納入済みの当該学期学費のうち、退学許可当月の翌月以降の学費を月割りをもって返還する。
 - (3) 休学中の者が退学を申し出た場合は、前第1号を適用しない。
- 2 死亡による退学者は、当該学期学費を免除する。ただし、学費を既に納入済みの者が、学期の途中で死亡した場合は全額返還する。
 - 3 学則第39条による退学者は、当該学期学費の全額を納入しなければならない。なお、学費を既に納入済みの者については返還しない。
 - 4 前項の退学者が第5条による除籍の対象となった場合でも、学則第39条による退学が優先される。

(停学者の学費)

第9条 学則第39条により停学中の者は、学費を納入しなければならない。

(新入学生の学費)

第10条 新入学生で最初の学期中に休学又は退学する場合は、第7条及び第8条第1項は適用しない。

(返還)

第11条 一旦収受した学費及び手数料等は返還しない。ただし、第7条、第8条第1項及び同第2項に定める者はこの限りではない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

本規程は、2003(平成15)年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

本規程は、2004(平成16)年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

本規程は、2005(平成17)年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

本規程は、2006(平成18)年4月1日から施行する。

附 則(2007(平成19)年4月1日)

本規程は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

附 則(2008(平成20)年4月1日)

本規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則(2009(平成21)年4月1日)

本規程は、2009(平成21)年4月1日から施行する。

附 則(2010(平成22)年4月1日)

本規程は、2010(平成22)年4月1日から施行する。

附 則(2011(平成23)年3月25日)

本規程は、2011(平成23)年4月1日から施行する。

附 則(2013(平成25)年3月22日)

この規程は、2013(平成25)年4月1日から施行する。

この規程は、2013(平成25)年度在学生にも適用する。

附 則(2014(平成26)年3月19日)

この規程は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附 則(2015(平成27)年7月31日)

この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

別表(1)

※経済学研究科，経営学研究科，言語コミュニケーション研究科，社会学研究科

区分	金額	備考
在学料	年額 570,000円	平成12年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成13年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成14年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成15年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成16年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成17年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成18年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成19年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成20年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 平成21年4月1日に入学した者の在学料は570,000円 博士後期課程の在学料は、本学大学

		<p>院修士課程を修了し、ひきつづき博士後期課程に入学する者に対しては、修士課程入学時の在学料を徴収する。(平成2年度入学した者から適用)</p> <p>長期履修学生の1年間の在学料は、左記年額を標準修業年限で乗じた総額を、許可された修業年限で除した金額とする。</p> <p>なお、許可されていた修業年限の変更を希望し、許可された者は、残りの総額を残りの修業年限で除した金額を1年間の在学料とする。※1</p>
入学金	<p>本学学部卒業生及び本学大学院修了者 72,000円</p>	<p>博士後期課程の入学金は、本学大学院修士課程を修了し、ひきつづき博士後期課程に入学する者に対しては免除する。</p>
	<p>他大学学部卒業生及び他大学大学院修了者 126,000円</p>	
入学検定料	<p>30,000円 (学内進学者特別選抜入学試験については15,000円)</p>	

※1 長期履修学生については、各研究科長期履修学生取扱規程に基づく。

別表(2)

※医療薬学研究科

区分	金額	備考
在学料	<p>年額 700,000円</p>	<p>長期履修学生の1年間の在学料は、左記年額を標準修業年限で乗じた総額を、許可された修業年限で除した金額とする。</p> <p>なお、許可されていた修業年限の変更を希望し、許可された者は、残りの総額を残りの修業年限で除した金額を1年間の在学料とする。※1</p>

実験実習料	年額 200,000円	
入学金	本学薬学部卒業生 72,000円	
	他大学学部卒業生及び他大学大学院 修了者 126,000円	
入学検定料	30,000円	

※1 長期履修学生については、松山大学大学院医療薬学研究科長期履修学生取扱規程に基づく。

別表(3)

区分	金額	備考
科目等履修生登録料	年額 10,000円	ただし、本学学部生は全額、本学学部卒業生・大学院修了者は半額を免除する。 *受講年度に引き続いて翌年度に科目等履修を許可された者は登録料を免除する。
科目等履修料	10,000円	1単位につき
委託生納付金	年額 570,000円	大学院学則第34条に基づく委託生
研究生入学金	10,000円	ただし、本学学部卒業生及び本学大学院修了者は免除する。
研究生納付金	年額 100,000円	

別表(4) 〈シニア社会人特別選抜入学〉

区分	金額	備考
在学料	年額 570,000円	経済学研究科出願時の申請によって、修業年限を3年または4年に延長することができる。この場合の納付金は、次の通りとする。 修業年限3年の場合、年額380,000円 修業年限4年の場合、年額285,000円 なお、特別な事情により、延長していた修業年限の短縮を希望し、許可された者は、正規の年額に在学した年数を乗じた金額とする。
入学金	本学学部卒業生 及び本学大学院修了者 30,000円	経済学研究科

	他大学学部卒業者 及び他大学大学院修了者 60,000円	
入学検定料	15,000円	経済学研究科